

学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和 5 年 3 月 3 日

このガイドラインは、学校開放事業の趣旨を遵守するとともに、利用者が安全・安心に施設を利用するために遵守すべき新型コロナウイルス感染拡大予防対策を示したものであり、今後の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

なお、これを遵守できない登録団体・利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設使用の取り消しや中止を求めることがあります。

(1) 登録団体・利用者への遵守事項

体調の確認とチェックシートの作成・管理

登録団体の代表者は、利用当日に、チェックシートを作成すること。また、下記の事項①のア～クに該当のある者は利用しないこと。

※チェックシートは 1 ヶ月間保管してください。

※これまで作成をお願いしていたチェックシート裏面の利用者名簿は作成不要となります。

① 利用時における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合

ク 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 利用時の遵守事項

① こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

※アルコール等による消毒液は各団体で用意すること。

② 他の利用者との適切な距離を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

③ 感染予防のため、ゴミは持ち帰ること。

④ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。

(3) マスク着用について

① 令和 5 年 3 月 31 日までの対応

厚生労働省が示す「屋外・屋内でのマスク着用について」に基づき対応すること。

※参照「屋外・屋内でのマスク着用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942783.pdf>

②令和5年4月1日以降の対応

マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とすること。また、利用団体においては、個人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮すること。

※参照「マスク着用の考え方の見直し等について」

https://corona.go.jp/news/pdf/kihon_r2_050210.pdf

(4)運動用具の準備

個人単位で使用するラケットやボール等の用具は、衛生面から供用を控え、原則、個人あるいは団体に準備すること。

(5)換気や消毒作業

- ① 運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。
- ② 各施設の使用後は、使用した箇所(ドアノブ、手すり、電気スイッチ、使用した用具、トイレ等)の消毒を徹底すること。
- ③ 夜間照明にあつては、コインボックスの消毒を行うこと。
- ④ 体育館の床は、ワックスが使用されているので、乾拭きが基本となる。また、ワックスを使用している床の場合、アルコールは、床を漂白させる恐れがあるため使用しないこと。汗等で濡れた部分は、固く絞った雑巾で拭いた後、乾拭きをすること。

(6)運動・スポーツを行う際の留意点

以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を参加者へ周知・徹底すること。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けること。

③ その他

長時間にわたり密集又は近距離で行う活動や近距離で一斉に大声を出す活動など、感染リスクが高いとされる活動を実施する場合は、特に感染症対策を講じること。

(7)その他

- ①学校施設を利用する際に使用者が遵守すべき事項については、事前に周知及び提示する。
- ②各種競技等におけるガイドラインに従いに感染予防対策を行うこと。

